インフルエンザと診断されたら…

必ず、保健管理室へ連絡ください。

①学籍番号、氏名
②発症日時、症状、受診日、医療機関名、処方薬、インフルエンザの型
　記載例　令和〇年〇月〇日　〇時頃　喉の痛みと倦怠感
③ワクチン接種の有無
④学内での濃厚接触者(課外活動も含む)

連絡先:保健・学生相談センター　保健管理室
TEL　：0776-68-8290(直通)
メール：hoken@fpu.ac.jp　件名には「インフルエンザ」と書いてください

※出席停止期間が分かりにくい場合は、発症日と解熱日を教えていただければ登校可能日をお伝えします。
※授業の欠席などについては「学生生活の手引き」を参照してください。
※公欠届については、教育推進課(kyouiku@fpu.ac.jp)に提出してください。
　ただし、永平寺キャンパス以外に通学する学生は以下の通り提出してください。

海洋生物資源学部　2～4年生
小浜キャンパス企画サービス室（kyoiku-m@fpu.ac.jp）
かつみキャンパス企画サービス室（kt-jimu@fpu.ac.jp）
} どちらに提出でも可

創造農学科2～4年生　あわらキャンパス企画サービス室
（aw-jimu@fpu.ac.jp）

発症後5日間
かつ
解熱後2日間
出席停止

例えば、発症後２日目に解熱した場合

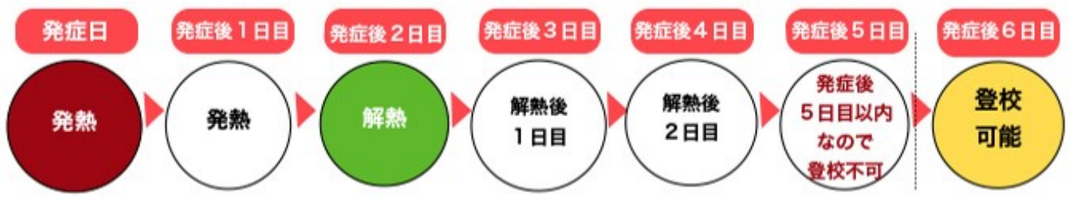

例えば、発症後４日目に解熱した場合

薬の効果で熱が下がっても、ウイルスの感染力はまだ残っています。再び発熱する場合もあります。医師の指示に従って出席停止期間を守り、インフルエンザの蔓延を防ぐように心がけましょう。

新型コロナウイルスに感染したら

必ず保健管理室に連絡してください。

①学籍番号、氏名

②発症日時、症状、受診日、医療機関名、処方薬

　記載例　令和〇年〇月〇日　〇時頃　喉の痛みと倦怠感

③ワクチン接種の有無（有りの場合、接種回数も記載）

④学内での濃厚接触者(課外活動も含む)

連絡先：保健・学生相談センター　保健管理室

TEL　：0776-68-8290(直通)

メール：hoken@fpu.ac.jp　件名には「コロナ」と書いてください

※授業の欠席などについては「学生生活の手引き」を参照してください。
※公欠届については、教育推進課(kyouiku@fpu.ac.jp)に提出してください。
　ただし、永平寺キャンパス以外に通学する学生は以下の通り提出してください。

海洋生物資源学部　2～4年生
　小浜キャンパス企画サービス室（kyoiku-m@fpu.ac.jp）
　かつみキャンパス企画サービス室（kt-jimu@fpu.ac.jp）
　} どちらに提出でも可

創造農学科2～4年生　あわらキャンパス企画サービス室
（aw-jimu@fpu.ac.jp）

喉や発熱などの症状が出始めた日　**発症0日目**

症状により日数は前後する

解熱剤なしで体温37.5℃以下かつ咳や喉の痛みが軽くなってから **24時間**

※無症状の場合は、検査陽性日を発症０日目とする。

発症後5日間は自宅療養

発症後5日間、かつ、症状軽快から1日間出席停止

・発症後3日間はウイルスの排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少することから、特に**発症後5日間は感染リスクが高いことに注意**してください。

・**発症後10日間は、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者などハイリスク者との接触、感染リスクの高い場所の利用や会食などを避けること、マスクを着用**することなど、**自主的な感染予防行動**で周りの方へうつさない配慮をしましょう。

インフルエンザ・新型コロナ以外の

感染症の診断を受けた場合には、必ず保健管理室へ報告を！

― 公欠届には診断書が必要です ―

学校保健安全法に定められた「学校で予防すべき感染症」は下記のとおりです。学校感染症に罹患の場合は出席停止となります。
学校感染症や流行性疾患にかかった時は、**直ちに保健管理室に報告**してください。【☎ 0776-68-8290、✉hoken@fpu.ac.jp】

	病　名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス	発症した翌日から５日を経過し、かつ解熱した翌日から１日を経過するまで
	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症した翌日から５日を経過し、かつ解熱した翌日から２日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、５日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻しん（はしか）	解熱した後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発疹がすべて消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂疲化（かさぶた）するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後２日を経過するまで
	結核	症状により感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出出血性結膜炎、その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	【その他の感染症】溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症など	飛沫感染が主体ではないが、放置すれば流行拡大の可能性があり、学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば校長が学校医の意見を聞き、第三種感染症としての措置をとることができる疾患。